

令和2年3月栃木市教育委員会定例会会議録

令和2年3月栃木市教育委員会定例会を、令和2年3月30日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木千津子教育長 後藤 正人職務代理者 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員
大橋 孝子委員 舘野 知美委員 林 慶仁委員

2 本委員会の欠席委員は、次のとおり

本委員会の欠席委員は、無し。

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

教 育 部 長	川 津 浩 章
生 涯 学 習 部 長	鵜 飼 信 行
教 育 総 務 課 長	江 面 健 太 郎
参事兼学校教育課長	大 阿 久 敦
学 校 教 育 課 主 幹	堀 江 真 哉
学 校 施 設 課 長	稲 田 菊 二
保 健 給 食 課 長	藤 平 恵 市
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 義 美
公 民 館 課 長	三 柴 浩 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	飯 島 正 則
文 化 課 長	金 井 武 彦
文 化 課 主 幹	小 野 寺 正 明

4 本委員会の署名委員は、次のとおり

舘野 知美委員

5 本委員会の書記は、次のとおり

教育総務課 主事 麻生 菜央

6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議事

報告第3号 市指定文化財「旧栃木町役場庁舎」改修工事の現状について

議案第31号 栃木市教育委員会行政組織等規則の一部を改正する規則の制定について

議案第32号 栃木市教育長の権限に属する事務の委任及び決裁規程の一部を改正する規程
の制定について

議案第33号 小規模特認校制度の在り方について（国府南小学校）

議案第34号 栃木市スポーツマスタープラン改訂版の策定について

日程第4 その他

日程第5 議事

議案第35号 職員の処分について

《会 議》

- 教 育 長 — 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 —
- 教 育 長 日程第1 前回会議録の承認について、でございます。2月定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へに配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。
- 異議なしの声 —
- 教 育 長 それでは、会議録への署名をお願いいたします。
- 令和2年2月定例教育委員会会議録に大橋委員が署名 —
- 教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。
- 資料に基づき報告 —
- 1 新型コロナウイルス感染症防止に向けた今後の市内小中学校での対応について（令和2年3月24日付）
 - 2 新学習指導要領と授業づくりについて
- 超スマート時代における作文指導のあり方
ご質問等ございましたら、お願いいたします。
- 大 橋 委 員 臨時休業中の学習指導について、休業前にやり残したことは新学期にやると報告があったのですが、そもそも授業日数や始業式日程の決定は誰がするのでしょうか。
- 学校教育課長 始業式の日に関しましては学校管理規則で指定されております。その他行事等につきましては学校長の裁量が大きくありますので、各学校で日にちは設定しております。
- 教 育 長 他にいかがでしょうか。
- 福 島 委 員 ただ今の教育長報告にあった内容と逆の考え方の新聞記事がありましたので、皆さまに配付いたします。
- 持参資料の配付 —
- 今の子どもたちは筆圧が弱く、「書く」という行為ができなくなっているそうです。「書く」ことができないため、論理的思考の育成が十分にできていないというのがこの記事の概要です。
- 今のパソコンは文字を入力するとある程度の文章の変換予測が出てきますので、自分で考えなくても文章が完成してしまいます。だからこそ、自分で考えて文章を書く論理的思考を育成することが難しくなってしまいます。
- AI を使用して学ぶことは必要だと思います。しかし、それは論理的思考がある程度育った段階で行うべきだと思います。AI等の道具を使うテクニックを学ぶ以前に論理的思考を育成することも忘れてはいけないと思います。
- 大 橋 委 員 子どもたちを見ていて、能力には「書く」「考える」「話す」「見る」「読む」等能力は分かれていると感じます。全部の能力をバランスよく使える子もいれば、「書く」だけができない子や「読む」だけができない子もたくさんいます。そのような子どもたちは作文指導を苦痛に感じてしまうと思います。
- 福島委員からあったように、小さい時にしかできない「書く」作業も大切だと思います。臨機応変にバランスよく指導していくべきだと思います。

後藤委員

山の頂へ登るときには、色んな登り方があっていいと思います。教育長からあったように、頂は本質であるので登り方は多様であっていいのです。作文指導の目標と手段が「不易と流行」そのものです。

しかし、現在大学生に授業を行っていて、毎年感じることは漢字が読めない、書けない、字が汚いということです。私が関わっている学生は将来的には先生になるという学生ですので、板書は必要不可欠なことです。字が思うように書けない学生にとっては、板書がストレスになっているようです。

私も、小学生の時は作文が一番嫌いでした。「書かなければならない」という上からの圧力があって、先生が言え言えほど作文が嫌いになりました。なぜ字を書くことが苦痛ではなくなったのか、よくよく思い浮かべると、自分の意思で、自分の思いをどうしても伝えたいという時には書き始めることができたのです。そのきっかけは恋文でした。その時に初めて自分の意思で、自分の言葉で、書くことができたのです。作文指導というのは、子どもをその気にさせる動機づけがとても大切だと思います。

教育長

皆さまのご意見にあったように、子どもたちへの指導にはバランスと個に応じた適切な配慮が必要なのだと思います。教育現場で指導する立場の者はその点をよく理解し、多くの引き出しをもって、いろんなタイプの子どもたちに適切に対応していくべきであると感じました。

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教育長

ありがとうございました。

次に、日程第3 議事に入らせていただきます。報告第3号 市指定文化財「旧栃木町役場庁舎」改修工事の現状について、を議題といたします。文化課 小野寺主幹より説明をお願いします。

文化課主幹

— 議案書に基づき説明 —

教育長

報告第3号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

林委員

旧栃木町役場庁舎の腐食について、アリによる被害があったようなのですが、防虫対策はどのように行うのでしょうか。

文化課主幹

別冊資料4ページの表をご覧ください。

アリ等による被害が発生しましたので、地面から1メートル程度には防蟻処理をさせていただければと考えております。

教育長

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教育長

ありがとうございました。

次に、議案第31号 栃木市教育委員会行政組織等規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長

— 議案書に基づき説明 —

教育長

議案第31号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員

新聞でも散見されるようになりましたが、外国人児童生徒の日本語指導に社会的な注目が集まっております。今後、外国人労働者が増加するに伴い、外国人児童

生徒も増加していくでしょう。

そこで、外国人児童生徒への日本語指導の現状と見通しについてお聞きしたいです。

学校教育課長

現在、本市においては栃木中央小学校及び大平中央小学校へ日本語教室を設置しております。それぞれに県職員を1名、市職員を1名ずつ配置しており、両校合わせて40名程度の児童が学んでいます。

大平地区におきましては、指定配置している指導員がそれぞれの学校に出向きながら指導をしております。本市におきましても外国人児童生徒は増加するという予測がありますので、県と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第31号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第31号について、可決いたします。

次に、議案第32号 栃木市教育長の権限に属する事務の委任及び決裁規程の一部を改正する規程の制定について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長

議案第32号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第32号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第32号について、可決いたします。

次に、議案第33号 小規模特認校制度の在り方について（国府南小学校）、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長

— 議案書に基づき説明 —

教 育 長

議案第33号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員

小規模特認校の方針に魅力を感じてお子様を通学させている保護者の方もいらっしゃると思います。仮に小規模特認を廃止することになった場合は、在籍している児童はどうなるのでしょうか。

教育総務課長

基本的に、小規模特認校制度を利用した児童においては、卒業するまで当該校へ通学が可能です。中学校へ入学する場合でも、例えば国府南小学校から東陽中学校へ進学することもできます。

仮に、小規模特認を廃止した場合、新たな転入者の募集は停止になりますので、児童数については本来の学区から通う児童のみとなり、かなり減少することが想定されます。

福 島 委 員

授業内容や教え方も含めて、小規模特認校で今行っていることは継続することでしょうか。

教育総務課長

現在行っている授業の形式が小規模特認を廃止したからといって変わることは

ございません。本来であれば複式学級で対応する人数であります。市費負担教職員を配置することで解消しております。

林 委 員

「oneclass」プロジェクトについて、令和2年度で開始から3年目になりますが、新たな制度利用者数が0人となっております。成果はなかったのでしょうか。また、保護者の方に国府南小と国府北小のどちらへ行きたいのか、アンケートを取ったことはあるのでしょうか。

教育総務課長

地元の国府南小へ通っている保護者の、学校への期待や意識は強い地域でございます。国府町に住んでいる保護者はほとんどが国府北小へ行っております。地理的に国府南小の目の前でも、あえて国府北小へ歩いて通っています。最終的に東陽中で一緒になりますが、初めから比較的大きな集団へ入れたいという意識が働いているのか、国府北小へ通わせたいという保護者と、国府南小を誇りに思い、価値を高く感じて通わせている保護者がいるという状況です。学校運営協議会でも小規模特認校制度への期待は高く持っています。「oneclass」プロジェクト2年目は結果的に0でありましたが、3年間の取り組みの中で、国府南小の授業の価値を高めていけばおのずと増えていくと考えているところです。

後 藤 委 員

国府南小は特色ある教育活動を導入するという事で、当時パンフレットを見て、これなら地域の方や保護者の方の理解を得られるだろうと思えました。特色ある教育活動はすぐに効果が表れるというよりも、2～3年かかるんですよ。保護者の方々の考え方がうまく広がると、3年後くらいに理解が強くなるという一般的な傾向があります。そう考えた場合効果は表れているのでしょうか。国府南小学区の子が国府北小へ行くのは地理的なものか、集団の中で学ばせたい親の強い要望なのか。それを補完する国府南小の素晴らしい教育活動はあると思います。最終的な判断は保護者がしているとしても、なぜわざわざ指定区域外の国府北小へいくのか、そのあたりを十分色々なデータを交えて考察しないと、急に子供が増える予測は立ちにくいと思います。

大 橋 委 員

学区外から通う場合、送迎は保護者の方が行うなど負担は大きいと思いますが、どのような理由から国府南小へ通っているのでしょうか。

教育総務課長

地元の小学校ではない方は、国府南小の小規模校をあえて選んでいます。一般的には多人数の集団では自分の子供が適応しにくいと思っている保護者が多いようです。令和2年度の3年生2名は制度利用者だけの学年となっております。担任の目が行き届く環境を保護者が望んでいると認識しております。

大 橋 委 員

小規模特認校の周知方法として、現在どのような手段をとっているのでしょうか。

教育総務課長

ホームページでの周知や、オープンスクール（学校開放）を行い、実際の学校の様子を見学していただいております。また、地元の保育園へ学校が出向き周知しております。

大 橋 委 員

学区外へ通うことは保護者のハードルも高いと思います。何度もお知らせいただくことや、周知の工夫で児童が集まるのではないかと思います。

教 育 長

国府南小学校は今回が2回目の審議結果となります。令和3年度の継続については、「oneclass」プロジェクトが3年スパンの目標をたてていることもありますので、今後その成果を見届けていきたいと思っております。来年度末には4年度以降の適用について再評価していくこととなります。

福 島 委 員 学校再編という形で動いていて、実際小野寺北小と小野寺南小も閉校しています。世の流れで学校数が少なくなっており、国府南小も今年度の制度利用者が0名、卒業生が5名と、人数がどんどん少なくなっているのは見えています。魅力を感じて入った子のフォローは必要ですが、制度が維持できないことも世の流れではないかと思えます。栃木市の学校再編の中で、残すものとそうでないものが出てくるのも然るべきことなのではないでしょうか。

後 藤 委 員 国府南小の学校運営協議会の委員による学校評価はどうなっているのでしょうか。

教育総務課長 学校評価は今年1月30日に行われております。児童保護者教員のアンケートの結果、概ね高い評価をいただいております。

教 育 長 それでは、議案第33号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第33号について、可決いたします。

次に、議案第34号 栃木市スポーツマスタープラン改訂版の策定について、を議題といたします。スポーツ振興課 飯島課長より説明をお願いします。

スポーツ振興課長 — 議案書に基づき説明 —

教 育 長 議案第34号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第34号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第34号について、可決いたします。

次に、日程第4 その他 に入ります。教育委員による学校訪問について、大橋委員より報告をお願いします。

大 橋 委 員 — 教育委員学校訪問報告書に基づき報告 —

教 育 長 ありがとうございます。

こちらに参加された後藤委員及び林委員から他に何かございますでしょうか。

後 藤 委 員 豊かな表現力が身につけているかどうか、私は高学年を見ることにしています。高学年というのは恥じらいがあったり、言いたいことが言えなかったりすることが多いのですが、この学校は非常にのびのびと自分の考え方を発言し、男女の区別なしにそれを支持し、先生も非常に明るく、素晴らしい高学年だと感じました。岩舟小の子どもたちは表現力が非常に身につけているのではないかと感じました。

教 育 長 ありがとうございます。他にご質問等ございましたらお願いいたします。

館 野 委 員 個別支援が必要な子が多数いるとのことですが、例えば保育所等訪問というサービスを使うという選択肢もあると思うので、行政だけで補うことが難しい部分をそのような外部の関係機関と協力しながらできればいいのではと思いました。

教 育 長 ありがとうございます。他にご質問等いかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長 よろしいでしょうか。

次に、令和2年3月議会における教育委員会に関する一般質問の答弁概要について、川津教育部長 及び 鵜飼生涯学習部長より説明をお願いします。

教育部長
生涯学習部長
教育長

— 資料に基づき説明 —

— 資料に基づき説明 —

ありがとうございました。

ただ今、教育部関連、生涯学習部関連の一般質問の概要につきまして、説明がございましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、各課報告をお願いします。

各課長
教育長

— 各課報告書等に基づき報告 —

ありがとうございました。ただ今、各課より報告がございましたが、改めて確認されたいことや、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なしの声 —

教育長

ありがとうございます。

次に、日程第5 議事 に入ります。議案第35号 職員の処分について、を議題といたします。

はじめに、秘密会についてお諮りいたします。本件の審議については、職員の分限懲戒に関する審議のため、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく、秘密会にいたしたいと思っております。これに賛成の委員は挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

教育長

全員、「賛成」でありますので、議案第35号は、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく、秘密会といたします。傍聴の方は、退席をお願いいたします。

《 秘密会 》

教育長

以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の定例教育委員会を終了いたします。

—— 午前11時32分委員会の閉会を宣した。 ——

令和2年3月30日

教育長

署名委員